

指導行政のポイント

どこまで進むか“地方分権改革”

菱村 幸彦

5月28日、地方分権改革推進委員会から第1次勧告「生活者の視点に立つ『地方政府』の確立」が公表された。

10年前にも地方分権改革を行った

地方分権改革といえば、10年前の「地方分権推進一括法」の制定を思い出す。平成7年に地方分権推進法（5年の時限法）が制定され、総理府に「地方分権推進委員会」が置かれた。そして、この委員会の勧告に基づき、平成11年に、いわゆる地方分権推進一括法が制定され、戦後、長らく変化のなかった地方自治制度に大改革をもたらした。

このとき、教育分野では、地方分権推進一括法で地方教育行政法が改正され、教育長承認制の廃止、機関委任事務の廃止、都道府県の基準設定権の廃止、国の地方に対する措置要求制度の廃止等々、昭和31年に地方教育行政法が制定されて以来、43年ぶりの改革が行われた。

ところが、平成18年に再び地方分権改革推進法（3年の時限法）が制定された。この法律に基づいて内閣府に「地方分権改革推進委員会」が設置され、今回の第1次勧告となったわけである。

では、第1次勧告は何を提言しているのか。

今回の勧告は、地方自治体を自治行政権のみならず自治立法権、自治財政権をも具備した「地方政府」に高めていくことを改革の究極目標として掲げている。そのうえで、中央政府と地方政府が対等・協力の関係に立って、それぞれの役割を果たすことが必要であるという。

すなわち、中央政府の役割は、外交、防衛など国が本来果たすべき役割に限定し、住民に身近な行政は地方自治体に移譲し地方の裁量と責任のなかで実施することが基本であることを強調している。

それはさておき、今回の勧告において、教育関係で取り上げている課題は、次の3点である。

学級編制と人事権の移譲が課題

(1) 幼保の一元化

- ・認定こども園制度に関する認定の事務手続きや会計処理の抜本的な運用改善方策について、平成20年度中に着手する。
- ・幼保の一本化に向けた制度改革について、平成20年度中に結論を得る。

(2) 県費負担教職員の人事権の移譲

- ・県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担について、都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、政令指定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。
- ・現在、都道府県の協議・同意が必要とされている学級編制や都道府県が定めている教職員定数について決定方法を見直す方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。

(3) 教育委員会制度の改革

- ・教育委員会制度について、設置の選択制、首長との連携による教育行政の充実、小規模市町村における共同化の設置形態なども含め、そのあり方について検討する。

ここに挙げた教育課題は、いずれも中央教育審議会において審議しているものであり、格別目新しいものはない。しかし、県費負担教職員の人事権の移譲等については、市町村教委の反対も強く、簡単な話ではない。

地方分権改革推進委員会は、来年春までに最終勧告を行い、それを受けて、政府は地方分権改革推進計画を閣議決定し、さらに来年度中に新地方分権一括法案を国会に上程する予定という。

新地方分権一括法がどのようなものになるか、今後の成り行きが注目される。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

■緊急出版！ 5月16日発売！

工藤文三【編】B5判220頁・定価2,520円

小・中学校新指導要領の全文を収録するとともに、全教科のポイントと対応課題を簡潔に提示！

『小学校・中学校 新学習指導要領 全文とポイント解説』